

## 沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金 企画提案募集要領

沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金（以下「本補助金」という。）を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 事業目的

東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県沿岸部は、震災から7年が経過した現在でも観光客は震災前の水準まで回復していない。また、沿岸部の定住人口の減少に伴う消費の低下が懸念されており、それを補う交流人口の拡大を図る必要がある。

本補助金は、宮城県沿岸部に集客力の高い宿泊施設や観光集客施設を設置する事業者に対して補助金を交付することにより、宿泊などを伴う消費効果の高い観光客を誘致し、本県沿岸部の活性化を図ることを目的とする。

### 第2 募集事項

本補助金では、以下の案件別に企画提案を募集する。優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断された事業者を原則として案件別に1事業者ずつ選定し、予算の範囲内において補助金を交付する。

1 案件名	(1) モデル宿泊施設設置型	(2) モデル観光集客施設設置型
2 事業内容	<p>宮城県沿岸部の宿泊施設の復旧が特に遅れている地域※に宿泊施設を新規立地（又は既存の宿泊施設を拡張）</p> <p>※ 石巻市のうち旧牡鹿町、旧北上町、旧雄勝町、旧河北町、気仙沼市のうち旧本吉町、東松島市のうち旧鳴瀬町、亶理町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町（別紙1参照）</p>	<p>宮城県沿岸部※に観光集客施設を新規立地（又は既存の観光集客施設を拡張）</p> <p>※ 仙台市のうち宮城野区及び若林区、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町（別紙1参照）</p> <p>※原則として、仙台市宮城野区及び若林区のうち、国道4号又は宮城県道8号仙台松島線から西の区域を除く。</p>
3-1 補助対象経費（共通）	<p>(1) 建物及び設備の設置に要する経費</p> <p>(2) 建物の改修及び建替に要する経費</p> <p>(3) 設備の修繕又は入替に要する経費</p> <p>(4) 設計費、デザイン費、整備計画等のコンサルティングに要する経費</p> <p>(5) 施設及び設備に付帯する工事に要する経費（案内表示看板の設置等）</p> <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる施設が複数ある場合、対象経費の合算を可とする。</li> <li>・土地の取得に係る経費は除く。</li> <li>・「設備」については、資産として計上する建物附帯設備及び単価が10万円以上のものを補助対象とする。</li> </ul>	

	(1) モデル宿泊施設設置型	(2) モデル観光集客施設設置型
3-2 補助対象経費(案件別)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに設置又は拡張する宿泊施設全体の定員は、概ね50人程度の小規模な宿泊施設であること。</li> <li>・補助対象者が民間事業者の場合、他の事業者に施設の全部を貸与することを目的とする施設及び設備は対象外とするが、集客力の向上のために施設の一部を他の事業者に貸与することができるものとする。</li> <li>・補助対象者が地方自治体の場合、他の事業者に施設の全部を貸与又は管理を代行させることができるものとする。</li> <li>・住宅と事業用建物が一体となっている場合、事業用部分に係る額(全体の経費に、建物の延床面積に占める事業用部分の床面積の割合を乗じて得られた額)とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者が民間事業者の場合、他の事業者に施設の全部を貸与することを目的とする施設及び設備は対象外とするが、集客力の向上のために施設の一部を他の事業者に貸与することができるものとする。</li> <li>・補助対象者が地方自治体の場合、他の事業者に施設の管理を代行させることができるものとする。</li> </ul>
4 補助率・補助限度額	補助対象経費の3分の2以内 補助上限額2億円	補助対象経費の3分の2以内 補助上限額2億円
5 平成30年度予算額	2億円	2億円
6 事業期間	原則として交付決定を受ける年度中に施行及び支払が完了するものを対象とするが、県と協議の上、翌年度以降に繰り越す場合がある。	

### 第3 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
  - (1) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年1月1日施行)の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
  - (2) 提案する事業を確実に実施する体制が整備できること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。

また、県は代表者に対して補助金の交付を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約により業務を行うこと。その場合においては、本補助金による事業全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

#### 第4 スケジュール（予定を含む。）

1 企画提案募集開始	平成30年6月29日
2 企画提案への参加申込期限	平成30年9月21日
3 企画提案書の選考（予定）	平成30年10月中旬
4 企画提案書の選考結果の通知（予定）	平成30年10月下旬

#### 第5 応募手続

- 1 企画提案書作成等に関する質問の受付  
企画提案に関する質問は随時受け付ける。

(1) 提出方法

(イ) 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

(ロ) 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kankouf@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部観光課）

(ハ) 電話や口頭による質問は一切受け付けない。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、随時質問者に回答する。質問されることが多い事項については、宮城県観光課のホームページに掲載する場合がある。

- 2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

(イ) (様式第2号) 企画提案参加申込書 1部

(ロ) (様式第3号) 企画提案応募条件に係る宣誓書 1部

(ハ) (様式第4号) 企画提案応募に係る同意書 1部

(ニ) 企画提案書（任意様式） 10部

※構成は、別紙2「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(ホ) 設置する施設の外觀パース及び配置図、各階平面図（いずれも任意様式） 各1部

(ヘ) 資金計画の確実性が確認できる資料（自己資金の場合は金融機関の口座残高証明書、金融機関等からの借入れを予定している場合は融資確約書など） 1部

(ト) 決算報告書（過去2期分）

(2) 提出期限 平成30年9月21日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県経済商工観光部観光課 観光復興推進班（宮城県庁行政庁舎14階）

(5) その他 企画提案は1事業者当たり案件（モデル宿泊施設設置型又はモデル観光集客施設設置型）ごとに1案までとする。また、1事業者が2つの案件に企画提案書を提出する場合でも、(1)の提出書類を案件別に提出すること。

#### 第6 補助対象者の選考

- 1 補助対象者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、「モデル宿泊施設立地型」と「モデル観光集客施設設置型」の企画提案の中から、それぞれ最も優れていると判断された提案者を補助申請候補者として選定する。ただし、提案内容等により、予算の範囲内において、選定数を調整する場合がある。

## 2 プレゼンテーション審査

- (1) 実施日 平成30年10月中旬(予定) ※実施日時は別途定める。
- (2) 実施会場 宮城県庁内(仙台市青葉区本町三丁目8番1号) ※別途定める。
- (3) 実施方法
  - ・出席者は1提案につき3名以内とする。
  - ・1応募者当たりの持ち時間は30分以内(説明20分以内, 質疑応答10分以内)とし, 県が指示した時間から順次, 個別に行うものとする。
  - ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし, 追加資料の配付は原則として認めない。
  - ・プロジェクト等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお, この場合, パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- (4) 選考結果の通知  
審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

## 第7 評価基準・配点

- 1 次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。
  - (1) 事業趣旨との整合性 (10点)
  - (2) 事業計画の具体性・妥当性・実現可能性 (30点)
  - (3) 事業の新規性・独自性 (20点)
  - (4) 事業の収益性・将来性 (30点)
  - (5) 地域社会との連携及び貢献の度合い (10点)

## 第8 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は, 応募者を失格とする。
  - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合, 又は文意が不明である場合
  - (2) 本実施要領等に従っていない場合
  - (3) 第6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
  - (4) 同一の応募者が同一の案件(モデル宿泊施設設置型又はモデル観光集客施設設置型)に複数の企画提案書を提出した場合
  - (5) 公募による公正な企画提案の執行を妨げた場合
  - (6) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反), 第93条(心裡留保), 第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
  - (7) 既発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
  - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は, 速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。
  - (2) 取下願の提出があった場合も, 既に提出された企画提案書等は返却しない。
  - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
  - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが, 提案受付後, 提案内容について説明を求められることがある。

## 第9 その他の事項

### 1 その他

#### (1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

#### (2) 提出後の変更


提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

#### (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

#### (4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

別紙1 案件別補助対象地域

<p>1 案件名</p>	<p>(1) モデル宿泊施設設置型</p>
<p>補助対象地域</p>	<p>宮城県沿岸部の宿泊施設の復旧が特に遅れている地域（石巻市のうち旧牡鹿町，旧北上町，旧雄勝町，旧河北町，気仙沼市のうち旧本吉町，東松島市のうち旧鳴瀬町，亶理町，七ヶ浜町，女川町，南三陸町）</p>

<p>1 案件名</p>	<p>(2) モデル観光集客施設設置型</p>
<p>補助対象地域</p>	<p>宮城県沿岸部（仙台市のうち宮城野区及び若林区，石巻市，塩竈市，気仙沼市，名取市，多賀城市，岩沼市，東松島市，亶理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，女川町，南三陸町）</p> 

## 企画提案書の構成等について

## 1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

## (1) 表紙

「案件名（モデル宿泊施設設置型・モデル観光集客施設設置型）」「事業計画の名称」  
「組織名称」「所在地」「代表者名」「担当者名（所属，職，氏名）」「連絡先（電話番号及び  
ファクシミリ番号，電子メールアドレス）」を記載すること。

## (2) 目次

## (3) 組織概要

- ・組織名 ・代表者 ・設立年月 ・本社等所在地 ・資本金等 ・主な事業内容 ・従業員数
- ・売上高等 ・役員 ・沿革

## (4) 事業計画の要約（1～2 ページで事業計画の要約を記載）

## (5) 施設の設置計画

## ①対象施設の概要

- ・設置する施設の名称，施設の所在地，周辺地域の状況
- ・設置する施設の概要（構造，敷地面積，建築面積，延床面積，収容人員等）

## ②設備投資計画

- ・施設の設置に係る事業費
- ・設備投資計画（施設の設置に係る支出及び資金調達計画）
- ・設備投資スケジュール（施設設置工事開始から完成まで）

## (6) 事業展開

## ①事業展開方針

- ・事業概要
- ・事業展開の基本方針
- ・事業の実施体制（組織体制，連携先など）
- ・対象とする顧客（エリア・年齢層・市場規模や需要の状況など）
- ・提供するサービス等の内容・特徴
- ・価格設定
- ・広告，プロモーション展開
- ・独自性や他地域・サービスとの違い（差別化）

## ②収支計画

- ・収支計画（売上・費用・損益計画について事業開始後3期分）

## ③人員計画

- ・採用計画（業務内容別・地元からの雇用見込み）

## ④事業目標

- ・事業開始後3期分の売上目標等
- ・事業開始後3期分の誘客目標

## ⑤地域への貢献

- ・周辺地域との連携の方法
- ・地域社会への貢献・地域経済への波及効果



## 2 企画提案書の仕様

- (1) 提案数 1者につき案件（モデル宿泊施設設置型又はモデル観光集客施設設置型）ごとに1案  
まで
- (2) ページ数等
  - ・ A4版片面印刷，表紙と目次を除き20ページ以内，カラー印刷も可
- (3) 提出部数 10部

(様式第1号)

沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金 企画提案に係る質問書

質問者	事業者名	
	連絡先	担当者名 TEL FAX E-mail
質問内容		

- ・ 本事業で企画提案するに当たり質問事項があれば、本様式にて E-mail により送付すること。
- ・ 電話や口頭での質問は受け付けない。
- ・ 送付先：宮城県経済商工観光部 観光課 観光復興推進班

E-mail : [kankouf@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kankouf@pref.miyagi.lg.jp)

(様式第2号)

沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金に係る企画提案参加申込書

平成 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

所在地

事業者名

代表者氏名

印

このことについて、  
 ※いずれかに○印

}	モデル宿泊施設設置型	}	に下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。
	モデル観光集客施設設置型		

記

1 応募事業者等の概要

事業所等所在地	〒 電 話 :		
事業者名	(フリガナ)		
設立年月日			
業種			
従業員数	人		
代表者職名・氏名			
主な事業内容			
担当者部署名		担当者名	
担当者電話番号		E-mail アドレス	

2 添付書類

- ・(様式第3号) 企画提案応募条件に係る宣誓書 1部
- ・(様式第4号) 企画提案応募に係る同意書 1部
- ・企画提案書(任意様式) 10部
- ・設置する施設の外観パース及び配置図、各階平面図(いずれも任意様式) 各1部
- ・資金計画の確実性が確認できる資料(自己資金の場合は金融機関の口座残高証明書、金融機関等からの借入れを予定している場合は融資確約書など) 1部
- ・決算報告書(過去2期分) 各1部

(様式第3号)

企画提案応募条件に係る宣誓書

平成 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

所在地

事業者名

代表者氏名

印

沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金に係る企画提案の応募に当たり、下記のすべての条件に該当し、本業務を的確に遂行するに足りる能力を有していることを宣誓します。

記

- 1 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 2 提案する事業を確実に実施する体制が整備できること。

(様式第4号)

企画提案応募に係る同意書

平成 年 月 日

(企画提案者) 殿

〇〇市町村長 印

沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金に係る企画提案募集に対し、下記の企画が提案されることに同意します。

記

企画提案の名称 :

(様式第5号)

取 下 願

平成 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

所 在 地  
事 業 者 名  
代 表 者 氏 名

印

都合により、平成 年 月 日付けで提出した沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金に係る企画提案書を取り下げます。